

資 料

地域生活支援事業（必須事業）の実施状況

1 移動支援事業

	H17. 10	H18. 10~19. 3	H19. 4~H20. 3	H20. 4~21. 3
実施市町村数	1,471/1,843	1,462/1,827	1,528/1,816	1,549/1,800
実施市町村割合	79.82%	80.02%	84.14%	86.06%

2 コミュニケーション支援事業

(1) 手話通訳派遣

	H17. 10	H18. 10~19. 3	H19. 4~20. 3	H20. 4~21. 3
実施市町村数	502/1,843	1,058/1,827	1,288/1,816	1,333/1,800
実施市町村割合	27.24%	57.91%	70.93%	74.06%

(2) 手話通訳設置

	H17. 10	H18. 10~19. 3	H19. 4~20. 3	H20. 4~21. 3
実施市町村数	338/1,843	439/1,827	467/1,816	498/1,800
実施市町村割合	18.34%	24.03%	25.72%	27.62%

(3) 要約筆記派遣

	H17. 10	H18. 10~19. 3	H19. 4~20. 3	H20. 4~21. 3
実施市町村数	180/1,843	463/1,827	722/1,816	818/1,800
実施市町村割合	9.77%	25.34%	39.76%	45.44%

	H20. 4~21. 3
実施市町村数	1,351/1,800
実施市町村割合	75.06%

※ コミュニケーション支援事業全体の実施市町村数

3 日常生活用具給付等事業

	H17. 10	H18. 10~19. 3	H19. 4~20. 3	H20. 4~21. 3
実施市町村数	1,724/1,843	1,746/1,827	1,796/1,816	1,782/1,800
実施市町村割合	93.54%	95.57%	98.90%	99.00%

(注1) H18. 10~H19. 3の市町村数(1,827市町村)はH19. 3. 31時点の全国市町村数である。

(注2) H19. 4~H20. 3の市町村数(1,816市町村)はH20. 3. 31時点の全国市町村数である。

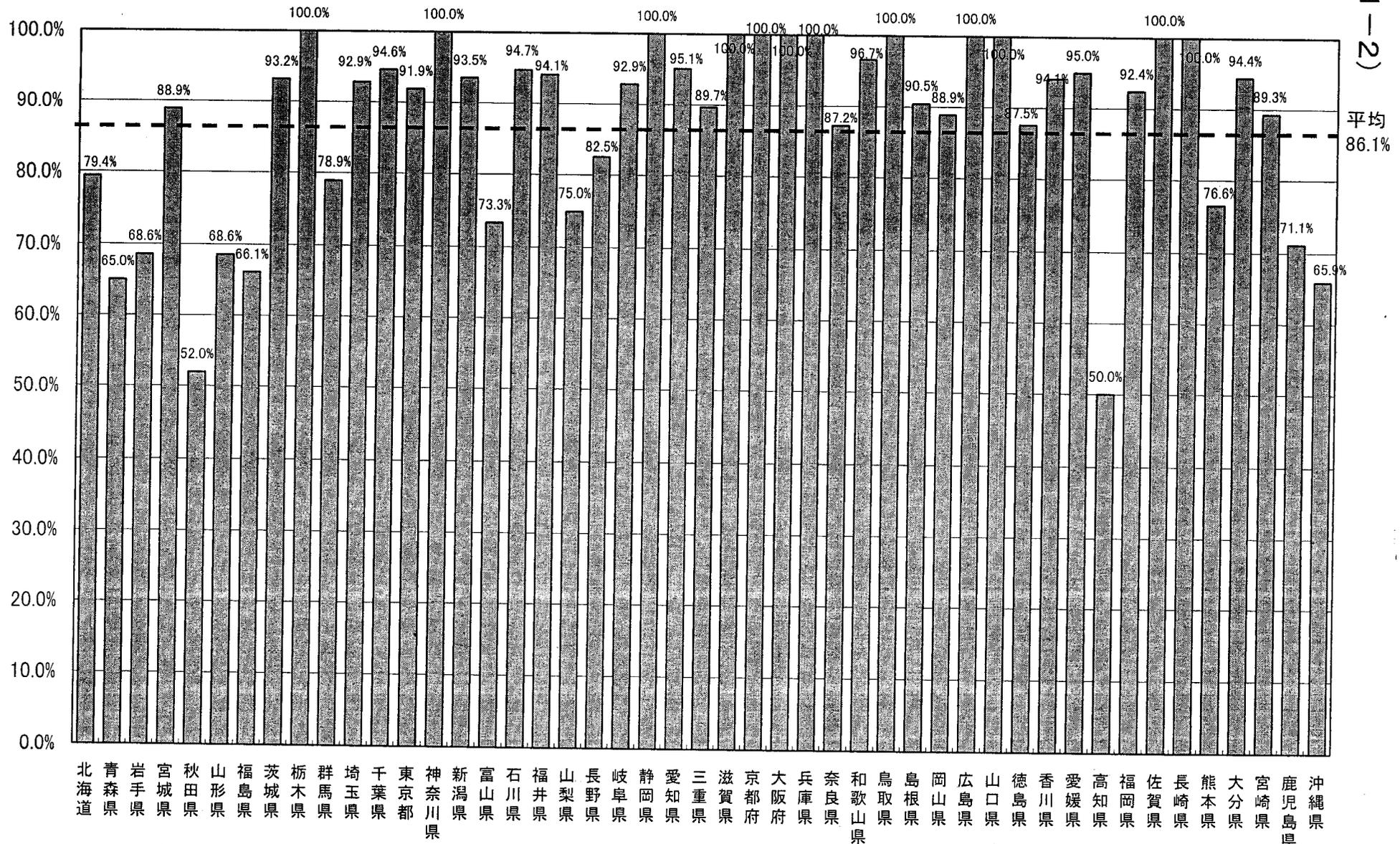
(注3) H20. 4~H21. 3の市町村数(1,800市町村)はH21. 3. 31時点の全国市町村数である。

※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

移動支援事業の実施状況【都道府県別】

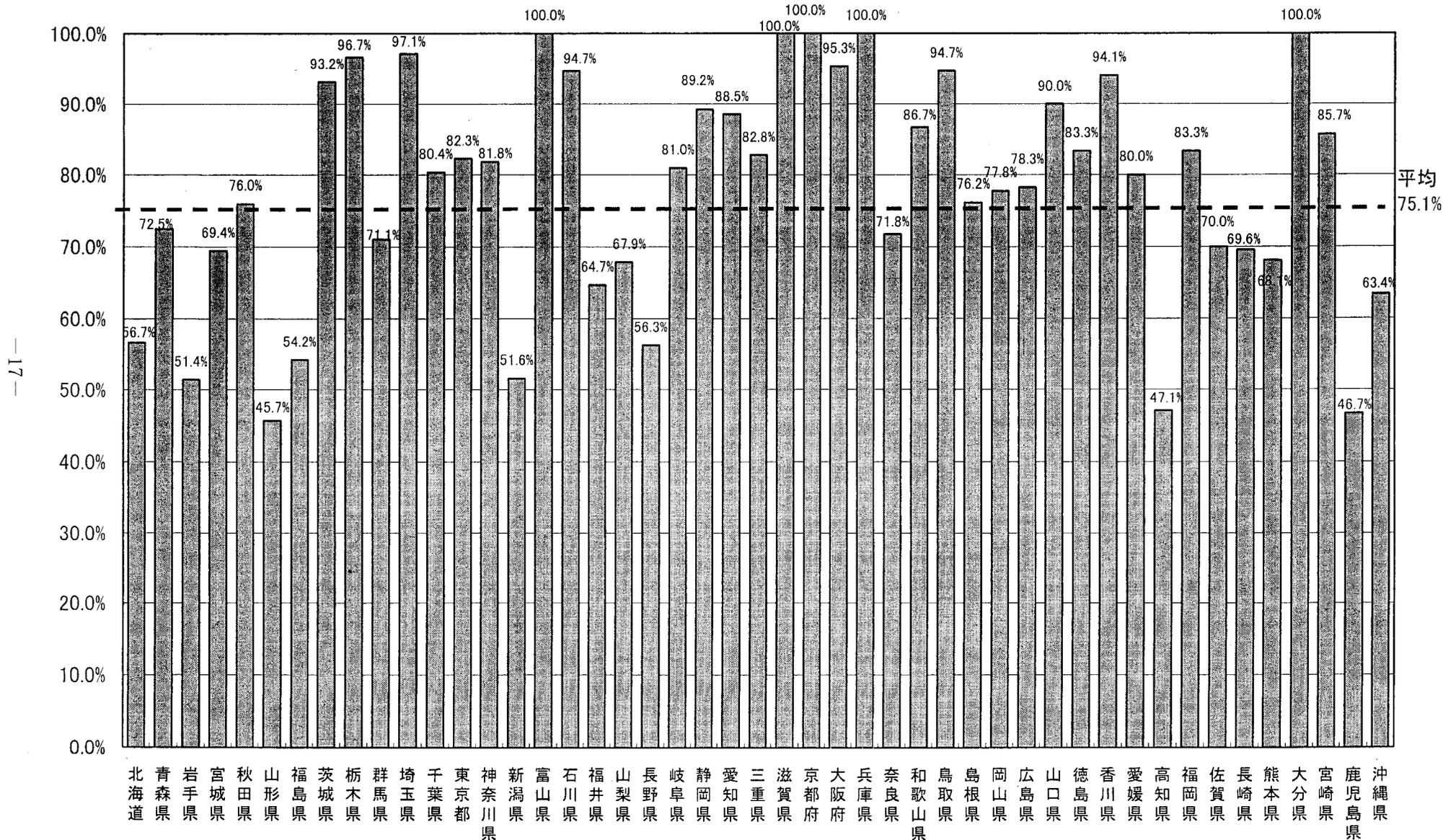
- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,549市町村／1,800市町村(H21. 3. 31現在)で実施割合は86.1%である。

(資料1-2)



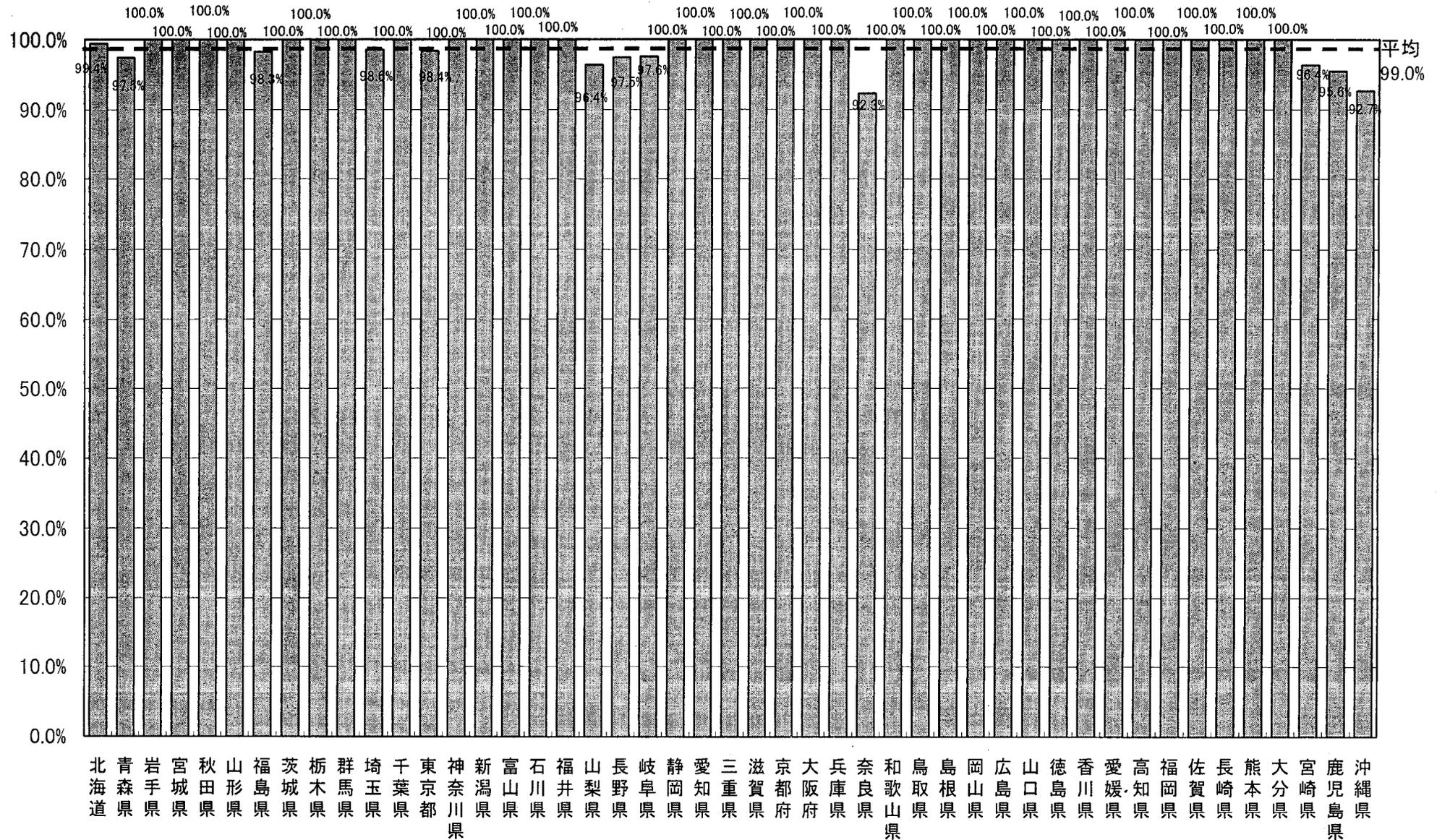
コミュニケーション支援事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,351市町村／1,800市町村(H21.3.31現在)で実施割合は75.1%である。



日常生活用具給付等事業の実施状況【都道府県別】

- 各都道府県内の全市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。
- 全体では1,782市町村／1,800市町村(H21.3.31現在)で実施割合は99.0%である。

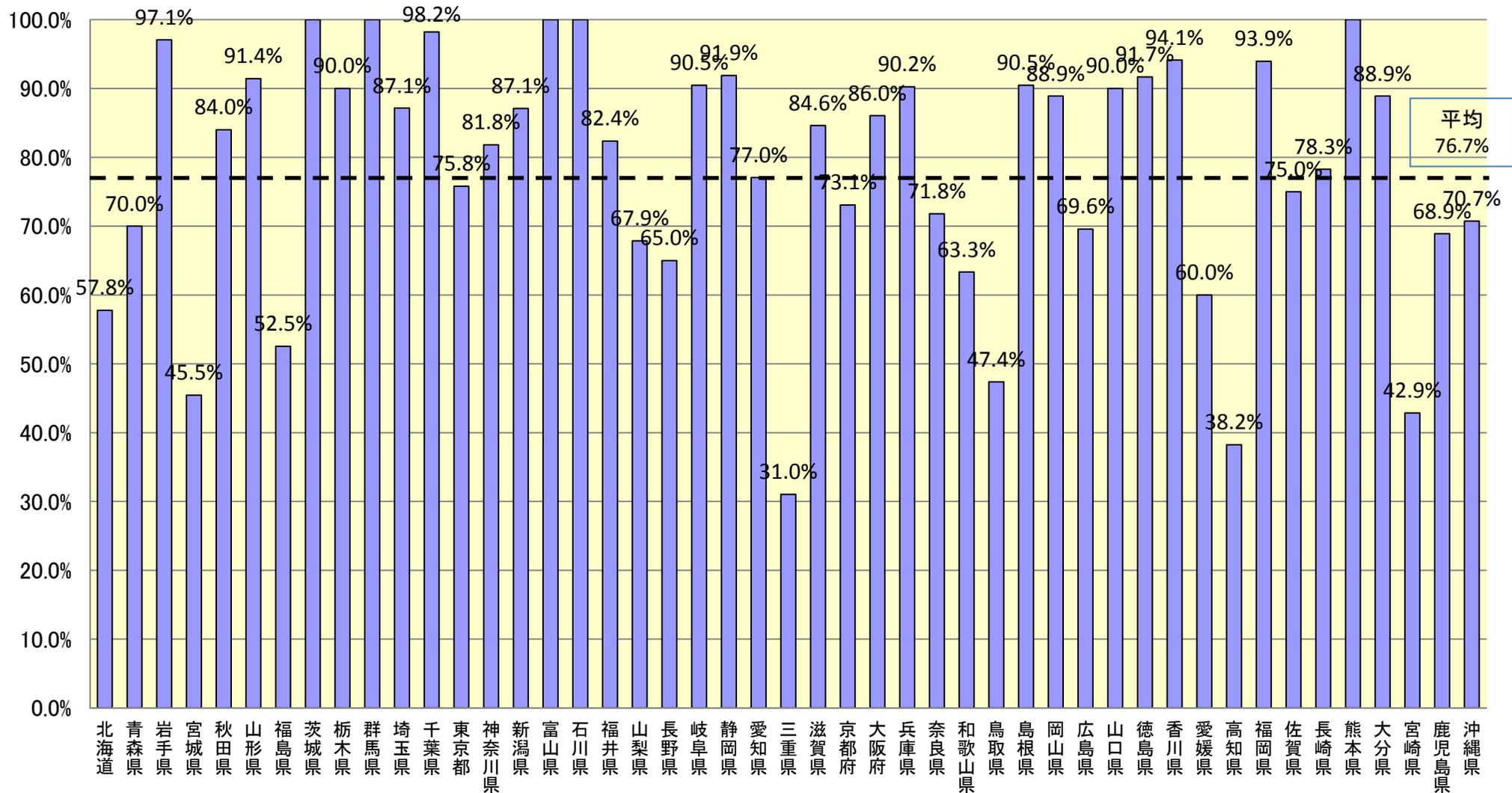


地域活動支援センター基礎的事業の実施状況【都道府県別】

○ 各都道府県内の市町村に対する事業を実施している市町村の割合である。

○ 全体では市町村1,378／1,796市町村で実施割合は76.7%である。

※ 一部の被災市町村については、実施状況を確認することができないため、市町村数に含まれていない。



※23年8月に差し替えたもの。

※自治体からの報告に基づき厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室において集計したもの。

地域生活支援事業実施要綱 新旧対照表 (案)

(下線部が改正部分)

改 正 案	現 行
<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的～6 留意事項 (略)</p> <p>(別記1) (略)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p> <p>1 目的～3 対象者 (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。</p> <p>ア 「手話通訳者」</p> <p>(ア) 「手話通訳士」・・・ <u>手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年3月31日厚生労働省令第96号)</u>に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者</p> <p>(イ) 「手話通訳者」・・・ 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者</p> <p>(ウ) 「手話奉仕員」・・・ 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者</p> <p>イ (略)</p> <p>(別記3)～(別記8) (略)</p>	<p>別 紙 1</p> <p style="text-align: center;">地域生活支援事業実施要綱</p> <p>1 目的～6 留意事項 (略)</p> <p>(別記1) (略)</p> <p>(別記2)</p> <p style="text-align: center;">コミュニケーション支援事業</p> <p>1 目的～3 対象者 (略)</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「手話通訳者」、「要約筆記者」には、それぞれ以下のものを含む。</p> <p>ア 「手話通訳者」</p> <p>(ア) 「手話通訳士」・・・ <u>手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する規程(平成元年5月20日厚生省告示第108号)</u>に基づき実施された手話通訳技能認定試験に合格し、登録を受けた者</p> <p>(イ) 「手話通訳者」・・・ 都道府県が実施する手話通訳者養成研修事業において手話通訳者として登録された者</p> <p>(ウ) 「手話奉仕員」・・・ 市町村及び都道府県で実施する奉仕員養成研修事業において「手話奉仕員」として登録された者</p> <p>イ (略)</p> <p>(別記3)～(別記8) (略)</p>

(別記9)

サービス・相談支援者、指導者育成事業

1 目的 (略)

2 事業内容

(1)～(4) (略)

(5) 手話通訳者養成研修事業

ア 事業内容 (略)

イ 留意事項

(ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

ア 事業内容 (略)

イ 留意事項

「盲ろう通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」(国立障害者リハビリテーションセンター学院主催)や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会主催)を修了した者を活用するなど、両研修会の内容を参考に実施すること。

(7)～(9) (略)

3 留意事項 (略)

(別記10)・(別記11) (略)

別紙2 (略)

(別記9)

サービス・相談支援者、指導者育成事業

1 目的 (略)

2 事業内容

(1)～(4) (略)

(5) 手話通訳者養成研修事業

ア 事業内容 (略)

イ 留意事項

(ア) 平成10年7月24日障企第63号厚生省大臣官房障害保健福祉部長通知「手話奉仕員及び手話通訳者の養成カリキュラム等について」を基本に実施すること。

(イ) 実施主体は、養成講習を修了した者に対して、登録試験を行い、合格者について、本人の承諾を得て、通訳者としての登録を行うこと。登録した通訳者に対しては、これを証明する証票を交付するとともに、本人の通訳活動の便宜を図るため、その住所地の市町村に名簿を送付すること。なお、活動ができなくなった通訳者については、証票を返還させ登録を抹消すること。

(6) 盲ろう者通訳・介助員養成研修事業

ア 事業内容 (略)

イ 留意事項

「盲ろう通訳・ガイドヘルパー指導者研修会」(国立身体障害者リハビリテーションセンター学院主催)や「盲ろう者向け通訳者養成研修会」(社会福祉法人全国盲ろう者協会主催)を修了した者を活用するなど、両研修会の内容を参考に実施すること。

(7)～(9) (略)

3 留意事項 (略)

(別記10)・(別記11) (略)

別紙2 (略)

(資料1-4)

コミュニケーション支援広域支援検討事業
都道府県別実施状況（平成21年度）

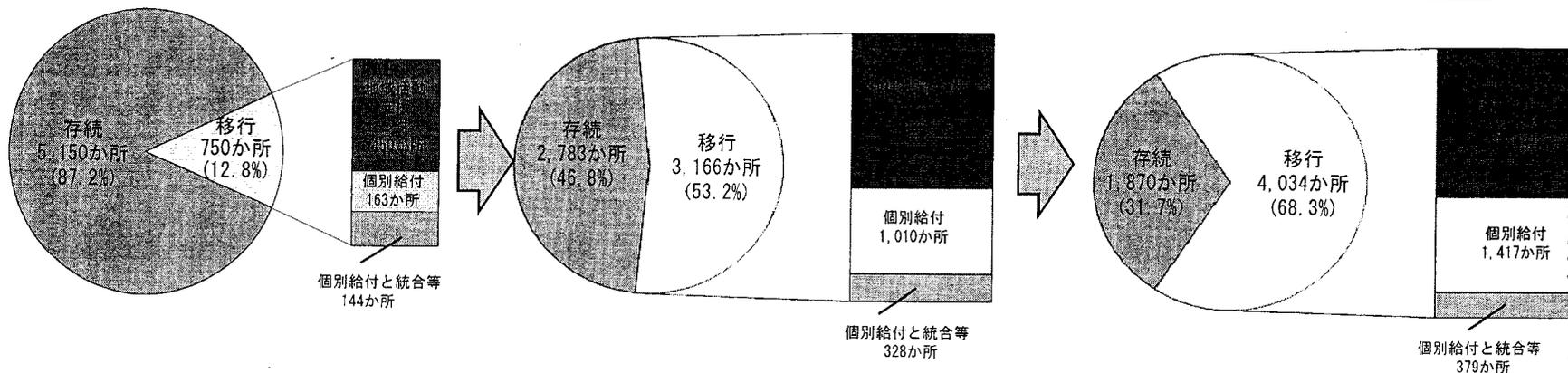
都道府県名	既に実施		21年度より実施		22年度より実施	23年度より実施	未定	都道府県名	既に実施		21年度より実施		22年度より実施	23年度より実施	未定
	手話	要約筆記	手話	要約筆記					手話	要約筆記	手話	要約筆記			
北海道					○			滋賀県							○
青森県			○					京都府							○
岩手県							○	大阪府			○				
宮城県					○			兵庫県				○			
秋田県					○			奈良県					○		
山形県							○	和歌山県	△						○
福島県						○		鳥取県							
茨城県							○	島根県							○
栃木県					○			岡山県							○
群馬県	△	△					○	広島県			○				
埼玉県							○	山口県			○	○			
千葉県					○			徳島県				○			
東京都				○				香川県							○
神奈川県							○	愛媛県					○		
新潟県						○		高知県	○	○					
富山県							○	福岡県							○
石川県			○	○				佐賀県					○		
福井県			○	○				長崎県							○
山梨県							○	熊本県							○
長野県					○			大分県							○
岐阜県							○	宮崎県							○
静岡県					○			鹿児島県					○		
愛知県			○					沖縄県			○				
三重県	△	△					○	計	4	3	8	6	10	2	21

*上記欄中「既に実施」について、全市町村において統一的な広域派遣の仕組みが確立されている県については「○」印を、県で統一的な要綱を示し一部市町村で広域派遣を実施している県については「△」印を記載。

小規模作業所の新体系等への移行状況調査

○ 平成18年4月以降の新体系等への移行状況調査を実施した結果、平成21年4月時点では68.3%の小規模作業所が新体系等へ移行している。

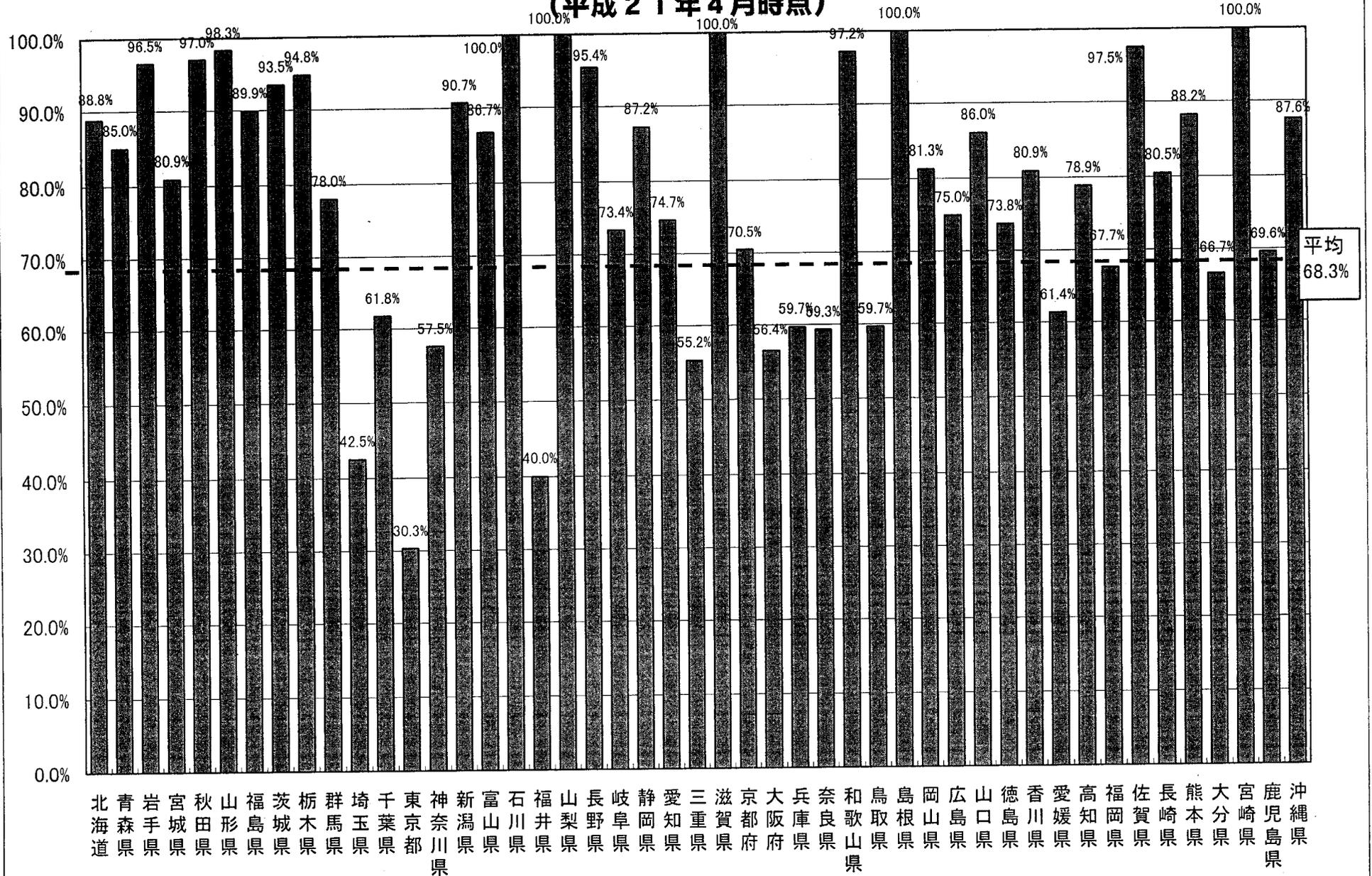
	平成18年10月時点	平成20年4月時点	平成21年4月時点
平成18年4月時点 小規模 作業所 5,777か所	移行状況	か所数	割合 (参考)
	移行	757か所	12.8% (100.0%)
	地域活動支援センター	450か所	7.6% (59.4%)
	個別給付事業	163か所	2.8% (21.5%)
	個別給付事業との統合等	144か所	2.4% (19.0%)
	小規模作業所そのまま存続	5,150か所	87.2%
合計	5,907か所	100.0%	
廃止	27か所	—	—
		平成20年4月時点	
		か所数	割合 (参考)
		3,166か所	53.2% (100.0%)
		1,828か所	30.7% (57.7%)
		1,010か所	17.0% (31.9%)
		328か所	5.5% (10.4%)
		2,783か所	46.8%
		5,949か所	100.0%
		75か所	—
			平成21年4月時点
		か所数	割合 (参考)
		4,034か所	68.3% (100.0%)
		2,238か所	37.9% (55.5%)
		1,417か所	24.0% (35.1%)
		379か所	6.4% (9.4%)
		1,870か所	31.7%
		5,904か所	100.0%
		55か所	—



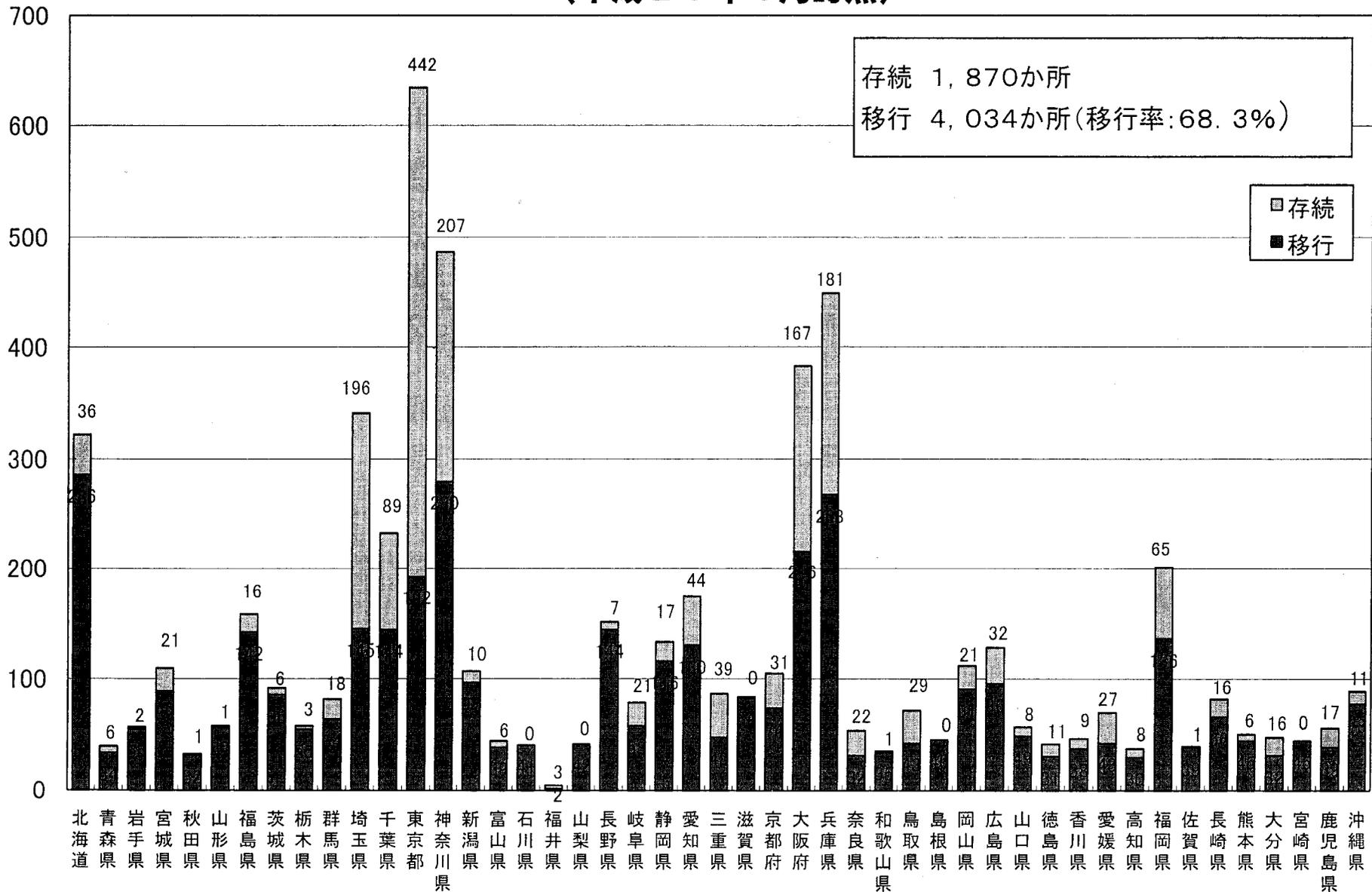
資料1-5

※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行率】 (平成21年4月時点)



小規模作業所の新体系等への移行状況調査【都道府県別：移行か所数】 (平成21年4月時点)



※厚生労働省障害保健福祉部企画課自立支援振興室調べ

(資料2-1)

聴覚障害者情報提供施設 設置状況

(平成21年12月22日現在)

都道府県(市)	設置	設置予定	都道府県(市)	設置	設置予定
北海道			岡山県	○	
青森県	○		広島県		
岩手県	○		山口県	○	
宮城県			徳島県	○	
秋田県			香川県	○	
山形県			愛媛県	○	
福島県			高知県		平成23年度
茨城県	○		福岡県	○	
栃木県	○		佐賀県		
群馬県	○		長崎県	○	
埼玉県	○		熊本県	○	
千葉県	○		大分県	○	
東京都	○		宮崎県	○	
神奈川県	○		鹿児島県	○	
新潟県	○		沖縄県		
富山県	○		札幌市	○	
石川県	○		仙台市		
福井県		平成24年度	さいたま市		
山梨県	○		千葉市		
長野県	○		横浜市	○	
岐阜県	○		川崎市	○	
静岡県	○		新潟市		
愛知県			静岡市		
三重県			浜松市		
滋賀県	○		名古屋市	○	
京都府			京都市	○	
大阪府		平成23年度	大阪市		
兵庫県	○		堺市		平成23年度
奈良県		平成24年度	神戸市		
和歌山県	○		広島市		
鳥取県			北九州市	○	
島根県	○		福岡市		
			計	37	

※「設置」の内容は、身体障害者保護費負担金の交付状況等に基づくものである。

※「設置予定」は、平成19年12月に障害者施策推進本部にて決定された「重点施策実施5か年計画」に基づいて、平成24年度までの設置予定を確認したものである。

※施設の設置数は「38」となる。(島根県において2か所設置)

視覚障害者情報総合ネットワーク「サピエ」の概要

「サピエ」は、視覚障害者及び視覚による表現の認識に障害のある方々に対して点字、デイジーデータ（音声を利用したデータ）をはじめ、暮らしに密着した地域・生活情報などの情報を提供するネットワークです。日本点字図書館がシステムを管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営を行います。

○サピエ図書館

「サピエ図書館」は、全国の会員施設・団体が製作または所蔵する資料の目録ならびに点字・音声図書出版目録からなる、点字図書や録音図書の全国最大の書誌データベース（約47万件）として活用されます。

また、10万タイトルの点字データ、2万タイトルのデイジーデータを保有する予定で、個人会員はこの点字・デイジーデータを全国どこからでも、あるいは海外にいてもダウンロードが可能です。読みたい本を自由に選べ、直接入手できますので視覚障害者等の読書の自由が広がります。

○地域・生活情報

図書データだけでなく地域に密着した種々の情報も提供します。地元の情報だけでなく、全国から地域やジャンルを選ぶことができ、居ながらにして全国各地の情報が得られます。

施設・団体は、地域の自治体、企業やボランティアの協力を得て、視覚障害者等への地域の情報発信源として、情報提供の幅を広げることができます。

○ポータルサイト・ゲストページ

お気に入り情報やリンク集など、インターネットの利用がより楽しくなる機能を備えます。どなたでも、サピエ図書館の書誌を検索し、地域情報の見出しをみることができ、インターネットから得た情報を地域の情報提供施設に確認できます。

施設・団体に向けては、点字図書・音声図書等の製作の効率化を図るため、インターネットを利用した製作や、製作者同士が連携しやすいシステムを提供し、製作時間の短縮によって会員・地域施設の利用者へのサービス向上を実現します。

「サピエ」は、インターネットを通して、全国の視覚障害者等、ボランティア、情報提供施設・団体をつなぐ「知識」(Sapientia サピエンティア = ラテン語)の広場をめざします。

(資料2-3)

障害者IT総合推進事業 都道府県別実施状況 (平成21年度)

都道府県名	障害者IT総合推進事業		備考	都道府県名	障害者IT総合推進事業		備考
		障害者ITホ トセンター運営事業				障害者ITホ トセンター運営事業	
北海道			団体実施の類似事 業へ補助	滋賀県	○	○	
青森県	○	○		京都府	○	○	
岩手県	○			大阪府	○	○	
宮城県	○	○		兵庫県			県単独で類似事業 を実施
秋田県				奈良県	○	○	
山形県	○			和歌山県	○		
福島県	○			鳥取県			県単独で類似事業 を実施
茨城県	○	○		島根県	○		
栃木県	○			岡山県	○	○	
群馬県	○	○		広島県	○	○	
埼玉県	○	○		山口県	○	○	
千葉県	○	○		徳島県			県単独で類似事業 を実施
東京都	○	○		香川県	○		
神奈川県	○	○		愛媛県	○		
新潟県				高知県	○		
富山県	○			福岡県	○		
石川県	○	○		佐賀県	○	○	
福井県	○	○		長崎県	○		
山梨県	○	○		熊本県	○	○	
長野県	○	○		大分県	○		
岐阜県	○	○		宮崎県			
静岡県	○	○		鹿児島県	○	○	
愛知県	○	○		沖縄県			
三重県	(23年4月よ り開始予定)			計	38	25	

* 平成22年1月末調査時点における状況。

避難所等における視聴覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)

・避難所等において、視聴覚障害者への理解を求める。
 ・視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援への協力を呼びかける。

視覚障害

聴覚障害

安否の確認
 被災地域の要援護者を確認

・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。

・プラカードを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など)
 ・手話通訳者、要約筆記者などは腕章等を着用。(「手話できます」「『耳マーク』の活用」など)

ニーズの把握
 障害特性に応じた支援内容

・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(点字・音声・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を把握する。

・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を把握する。

関係者との連携
 避難所等における活動

・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、手話通訳者、要約筆記者、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。

避難所の説明
 トイレや風呂、配給場所など

・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。

情報の共有
 食料・救援物資の配給など

・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」など)

・プラカードやホワイトボード等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」など)

機材・物品
 共用品・消耗品の手配など

・ラジオ
 ・テレビ(解説放送)
 ・乾電池(ラジオなど) 等

・テレビ(字幕・手話放送)
 ・ホワイトボード(設置型、携帯型)
 ・補聴器用電池 等

(資料2-5)

都道府県・指定都市別障害者スポーツ指導員登録者数

平成21年12月31日現在

各都道府県 指定都市	障害者スポーツ指導員登録者数				
	初級	中級	上級	コーチ	
北海道	473	418	49	6	2
青森県	147	119	19	9	1
岩手県	151	120	28	3	0
宮城県	261	213	46	2	0
秋田県	251	218	30	3	2
山形県	179	147	23	9	0
福島県	334	300	29	5	0
茨城県	561	524	31	6	0
栃木県	312	288	19	5	1
群馬県	247	212	25	10	3
埼玉県	1082	941	85	56	10
千葉県	621	552	58	11	4
東京都	1661	1416	165	80	13
神奈川県	602	518	66	18	3
新潟県	580	523	48	9	1
富山県	238	204	23	11	1
石川県	172	154	15	3	0
福井県	146	134	12	0	0
山梨県	52	44	7	1	0
長野県	441	374	49	18	4
岐阜県	246	218	25	3	1
静岡県	480	429	34	17	1
愛知県	911	832	52	27	3
三重県	413	388	17	8	2
滋賀県	272	213	44	15	0
京都府	232	207	20	5	1
大阪府	1081	849	202	30	4
兵庫県	728	621	90	17	4
奈良県	232	185	40	7	0
和歌山県	288	258	28	2	1
鳥取県	146	139	6	1	0
島根県	68	60	5	3	0
岡山県岡山市	376	343	27	6	0
広島県	249	221	19	9	1
山口県	402	362	34	6	3
徳島県	154	140	11	3	1
香川県	181	159	18	4	0
愛媛県	197	179	13	5	1
高知県	241	167	64	10	2
福岡県	682	617	54	11	1
佐賀県	143	135	6	2	1
長崎県	205	196	7	2	0
熊本県	335	298	28	9	2
大分県	604	508	87	9	1
宮崎県	281	269	11	1	0
鹿児島県	276	235	39	2	1
沖縄県	171	140	22	9	0
札幌市	269	226	32	11	0
仙台市	230	158	64	8	0
さいたま市	155	147	7	1	0
千葉市	82	74	5	3	0
横浜市	582	532	39	11	1
川崎市	163	154	7	2	0
新潟市	29	26	2	1	0
静岡市	88	86	2	0	0
浜松市	45	40	5	0	0
名古屋市	310	261	33	16	3
京都市	204	158	32	14	4
大阪市	428	324	69	35	9
堺市	39	34	2	3	1
神戸市	323	265	45	13	3
広島市	164	129	27	8	3
北九州市	258	240	13	5	1
福岡市	281	230	39	12	3
合計	21,755	18,871	2,253	631	104

(財) 日本障害者スポーツ協会

都道府県・指定都市障害者スポーツ協会一覧表

都道府県・ 指定都市名	団体名	郵便番号	住所	対象とする障害者		
				身体	知的	精神
1 北海道	(財)北海道障害者スポーツ振興協会	060-0002	札幌市中央区北2条西7丁目1道民活動センター	○	○	○
2 青森県	(財)青森県身体障害者福祉団体連合会 ・NPO法人青森県障害者スポーツ協会	030-0122	青森市大字野尻字今田52-4	○	○	○
3 岩手県	岩手県障がい者社会参加推進センター	020-0831	盛岡市三本柳8-1-3ふれあいランド 岩手内	○	○	○
4 秋田県	秋田県障害者スポーツ協会	010-0922	秋田市旭北栄町1-5秋田県社会福祉会館内	○	○	○
5 宮城県	宮城県障害者スポーツ協会	983-0836	仙台市宮城野区幸町4-6-2	○	○	○
6 山形県	山形県障害者スポーツ協会	990-2231	山形市大字大森385番地山形県身体障害者福祉会館内	○	○	○
7 福島県	(財)福島県障がい者スポーツ協会	960-8670	福島市杉妻町2-16福島県保健福祉部自立支援総室障がい福祉課内	○	○	○
8 茨城県	茨城県障害者スポーツ・文化協会	310-8555	水戸市笠原町978-6茨城県保健福祉部障害福祉課内	○	○	○
9 栃木県	栃木県障害者スポーツ協会	320-8508	宇都宮市若草1-10-6とちぎ福祉プラザ内	○	○	○
10 群馬県	群馬県身体障害者スポーツ協会	371-0843	前橋市新前橋町13-12	○		
11 群馬県	群馬県知的障害者スポーツ協会	379-2214	伊勢崎市下触町238-3		○	
12 埼玉県	埼玉県障害者スポーツ協会	330-0843	さいたま市大宮区吉敷町1-124埼玉県大宮合同庁舎3階	○	○	○
13 千葉県	千葉県障害者スポーツ・レクリエーション協会	263-0016	千葉市稲毛区天台6-5-1	○	○	○
14 東京都	公益社団法人東京都障害者スポーツ協会	162-0824	新宿区神楽河岸1-1セントラルプラザ12F	○	○	○
15 神奈川県	神奈川県障害者社会参加推進センター	221-0844	横浜市中区沢渡4-2神奈川県社会福祉会館内	○	○	○
16 新潟県	新潟県障害者スポーツ協会	950-0121	新潟市江南区亀田向陽1-9-1新潟ふれあいプラザ内	○	○	○
17 富山県	富山県障害者スポーツ協会	931-8443	富山市下飯野新田70-4	○	○	○
18 石川県	石川県障害者スポーツ協会	920-8557	金沢市本多町3-1-10	○	○	○
19 福井県	—	—	—			
20 山梨県	山梨県障害者スポーツ協会	400-0005	甲府市北新1-2-12山梨県福祉プラザ1F	○	○	○
21 長野県	NPO法人 長野県障がい者スポーツ協会	381-0008	長野市大字下駒沢586	○	○	○
22 岐阜県	岐阜県障害者スポーツ協会	500-8385	岐阜市下奈良2-2-1岐阜県福祉会館5階	○	○	○
23 静岡県	(財)静岡県障害者スポーツ協会	420-0856	静岡市葵区駿府町1-70総合社会福祉会館	○	○	○
24 愛知県	(社福)愛知県社会福祉協議会 障害者スポーツ振興センター	460-0001	名古屋市中区三の丸1-7-2	○	○	
25 三重県	三重県障害者スポーツ協会	514-0113	津市一身田大古曾670-2	○	○	○
26 滋賀県	滋賀県障害者スポーツ協会	520-0037	大津市御陵町4-1滋賀県立スポーツ会館内	○	○	○
27 京都府	京都障害者スポーツ振興会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5京都市障害者スポーツセンター内	○	○	○
28 大阪府	大阪府障がい者スポーツ振興協会	540-8570	大阪府中央区大手前2丁目大阪府健康福祉部障がい保健福祉室自立支援課社会参加支援グループ内	○	○	○
29 兵庫県	(財)兵庫県障害者スポーツ協会	650-8567	神戸市中央区下山手通5-10-1兵庫県健康福祉部障害福祉局障害者支援課内	○	○	○
30 奈良県	奈良県障害者スポーツ協会	636-0344	磯城郡田原本町宮森34-4奈良県心身障害者福祉センター内	○	○	
31 和歌山県	和歌山県障害者スポーツ協会	641-0014	和歌山市毛見1437-218 和歌山県子ども・障害者相談センター内	○	○	
32 鳥取県	鳥取県障害者スポーツ協会	689-0201	鳥取市伏野2259-17しらはま交流センター内	○	○	○
33 島根県	(財)島根県障害者スポーツ協会	690-0011	松江市東津田町1741-3いきいきプラザ島根内	○	○	○
34 岡山県	岡山県障害者スポーツ協会	700-8570	岡山市内山下2-4-6 岡山県保健福祉部障害福祉課内	○	○	○
35 広島県	—	—	—			
36 山口県	一般社団法人山口県障害者スポーツ協会	753-0072	山口市大手町9-6山口県社会福祉会館2F	○	○	○
37 徳島県	(財)とくしまマラソン・レクリエーション促進協会	770-0005	徳島市南矢三町2-1-59徳島県立障害者交流プラザ2F	○	○	○
38 香川県	—	—	—			
39 愛媛県	愛媛県身体障害者スポーツ協会	790-8553	松山市持田町3-8-15愛媛県総合社会福祉会館内	○		
40 高知県	(社福)高知県社会福祉協議会 障害者スポーツセンター	781-0313	高知市春野町内ノ谷1-1	○	○	○
41 福岡県	福岡県障害者スポーツ協会	816-0804	春日市原町3-1-7福岡県総合福祉センター6階	○	○	○
42 佐賀県	佐賀県障害者スポーツ協会	840-0851	佐賀市天祐1-8-5勤労身体障害者教養文化体育館内	○	○	○
43 長崎県	長崎県障害者スポーツ協会	852-8104	長崎市茂里町3-24 長崎県総合福祉センター内	○	○	○
44 熊本県	熊本県障害者スポーツ・文化協会	861-8039	熊本市長嶺南2-3-2 熊本県立身体障害者福祉センター内	○	○	○
45 大分県	大分県障がい者体育協会	870-8501	大分市大手町3-1-1大分県福祉保健部障害福祉課内	○	○	○
46 宮崎県	宮崎県障害者スポーツ協会	880-0007	宮崎市原町2-22	○	○	○
47 鹿児島県	鹿児島県障害者スポーツ協会	890-0021	鹿児島市小野1-1-1 ハートビカごしま3F	○	○	○
48 沖縄県	—	—	—			
49 札幌市	(社)札幌市障害者スポーツ振興協会	063-0802	札幌市西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内	○	○	
50 仙台市	仙台市障害者スポーツ協会	983-0039	仙台市宮城野区新田東4-1-1 新田東総合運動場内	○	○	○
51 さいたま市	—	—	—			
52 千葉市	—	—	—			
53 横浜市	—	—	—			
54 川崎市	—	—	—			
55 新潟市	—	—	—			
56 静岡市	—	—	—			
57 浜松市	NPO法人 浜松市障害者スポーツ協会	432-1	浜松市中区佐鳴台3-52-23	○	○	○
58 名古屋市	名古屋市障害者スポーツ協会	465-0055	名古屋市長久保勢子坊2-1501 名古屋市障害者スポーツセンター内	○	○	○
59 京都市	(財)京都市障害者スポーツ協会	606-8106	京都市左京区高野玉岡町5	○	○	○
60 大阪市	(社福)大阪市障害者福祉・スポーツ協会	546-0034	大阪市東淀川区長居公園1-32 大阪市長居障害者福祉・スポーツ振興部内	○	○	
61 堺市	—	—	—			
62 神戸市	(財)神戸市障害者スポーツ協会	651-0086	神戸市中央区磯上通3-1-32 神戸市立こうべ市民福祉交流センター内	○	○	○
63 岡山市	—	—	—			
64 広島市	広島県障害者スポーツ協会	732-0052	広島市東区光町2-1-5 広島市中心障害者福祉センター内	○	○	○
65 北九州市	北九州市障害者スポーツ協会	802-0803	北九州市小倉南区春ヶ丘10-5 北九州市障害者スポーツセンター内	○	○	○
66 福岡市	福岡県障がい者スポーツ・レクリエーション振興会	810-0062	福岡市中央区荒戸3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階	○	○	○

資料：(財)日本障害者スポーツ協会

(資料2-7)

○広州2010アジアパラ競技大会

1. 開催期間：平成22年12月12日（日）～12月19日（日）
2. 開催地：中国・広州市
3. 主催：アジアパラリンピック委員会
広州2010アジアパラ競技大会組織委員会
4. 実施競技：アーチェリー、陸上競技、バドミントン、ボッチャ、
(19競技) 自転車、車いすフェンシング、ゴールボール、柔道、
パワーリフティング、ボート、射撃、7人制サッカー、
5人制サッカー、水泳、卓球、テンピンボウリング、
シッティングバレーボール、車椅子バスケットボール、
車いすテニス

○ハイタトラス2011デフリンピック（第17回冬季デフリンピック）

1. 開催期間：平成23年2月18日（金）～2月26日（土）
2. 開催地：スロバキア・ハイタトラス
3. 主催：国際ろうスポーツ委員会
ハイタトラス2011デフリンピック組織委員会
4. 実施競技：アルペンスキー、クロスカントリースキー、フリースタ
(6競技) イルスキー(*1)、スノーボード、カーリング(*2)、
アイスホッケー

*1 フリースタイル・スキーの開催は審議中。

*2 カーリングは新規競技

第10回全国障害者スポーツ大会 (ゆめ半島千葉大会)

1. 開催期間

平成22年10月23日(土)～25日(月)

2. 大会のスローガン

ゆめ半島 みんなが主役 花咲く笑顔

3. 実施競技

個人競技(6競技)

陸上競技【身体・知的】

水泳【身体・知的】

アーチェリー【身体】

卓球【身体・知的】(サウンドテーブルテニス【身体】を含む)

フライングディスク【身体・知的】

ボウリング【知的】

団体競技(7競技)

バスケットボール【知的】

車椅子バスケットボール【身体】

ソフトボール【知的】

フットベースボール【知的】

グラウンドソフトボール【身体】

バレーボール【身体・知的・精神】

サッカー【知的】

4. 大会を支えるボランティア

大会運営ボランティア 約3,500名

情報支援ボランティア 約700名

手話 約300名

手書き要約筆記 約300名

パソコン要約筆記 約100名

選手団担当ボランティア 約800名

5. 都道府県・指定都市別個人協議参加枠割当数

都道府県（市）	個人競技参加枠割当数			都道府県（市）	個人競技参加枠割当数		
	身体	知的	合計		身体	知的	合計
北海道	29	36	65	広島県	13	18	31
青森県	11	16	27	山口県	18	22	40
岩手県	10	15	25	徳島県	9	12	21
宮城県	10	15	25	香川県	10	12	22
秋田県	11	13	24	愛媛県	13	16	29
山形県	10	13	23	高知県	9	11	20
福島県	15	19	34	福岡県	18	23	41
茨城県	17	27	44	佐賀県	9	13	22
栃木県	15	22	37	長崎県	13	17	30
群馬県	15	22	37	熊本県	15	19	34
埼玉県	26	39	65	大分県	12	14	26
千葉県	65	96	161	宮崎県	11	15	26
東京都	58	72	130	鹿児島県	16	20	36
神奈川県	19	28	47	沖縄県	11	17	28
新潟県	22	30	52	札幌市	13	17	30
富山県	10	12	22	仙台市	7	12	19
石川県	9	12	21	さいたま市	10	16	26
福井県	9	11	20	千葉市	27	40	67
山梨県	12	16	28	横浜市	17	29	46
長野県	15	21	36	川崎市	11	17	28
岐阜県	14	19	33	相模原市	9	14	23
静岡県	12	19	31	新潟市	17	25	42
愛知県	21	33	54	静岡市	7	10	17
三重県	12	16	28	浜松市	7	10	17
滋賀県	10	15	25	名古屋市	13	18	31
京都府	11	14	25	京都市	13	16	29
大阪府	27	37	64	大阪市	18	22	40
兵庫県	22	28	50	堺市	8	11	19
奈良県	12	14	26	神戸市	13	15	28
和歌山県	10	13	23	岡山市	7	10	17
鳥取県	8	10	18	広島市	9	12	21
島根県	9	12	21	北九州市	10	14	24
岡山県	11	14	25	福岡市	9	13	22
				合計	969	1,329	2,298

「第10回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会」

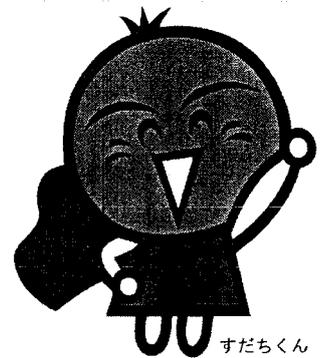
愛称

募集

「すだちくん」 デザイン

全国の障害のある方の芸術・文化祭である「第10回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会」が平成22年12月に徳島県で開催されます。

この大会が全国の皆さんに親しんでいただけるよう、大会の愛称及びマスコット「すだちくん」のデザインを募集します。



たくさんのご応募をお待ちしています。

募集要項

募集内容

- (1) 本大会の愛称を募集します。
- (2) 本大会のマスコットとしてふさわしい、「すだちくん」のデザインを募集します。
姿勢、洋服、アクセサリなど、自由にデザインしてください。

募集締切

平成22年3月23日(火)

賞

愛称、「すだちくん」デザインとも、最優秀賞各1点、優秀賞各2点を決定します。

最優秀賞 各1点 賞状及び賞品(県産品)

優秀賞 各2点 賞状及び賞品(県産品)

*最優秀賞及び優秀賞について、同一作品が多数の場合は抽選で決定します。

応募資格

どなたでも応募できます。

応募方法

- (1) 所定の応募用紙、はがき、A4判用紙、電子媒体（CD-Rに限る）による郵送又は電子メールのいずれかとします。
いずれの場合にも、氏名（ふりがな）、年齢、職業（又は学校名、学年）、住所、電話番号、電子メール、応募内容についての簡単な説明を明記してください。
* 当個人情報、本募集に関する目的以外には使用しません。
- (2) 作品は、一人何点でも応募できますが、自作、未発表のもので、応募者本人のオリジナルであること、作品の中に第三者が著作権等の権利を有している著作物等を利用していないことが条件です。
- (3) デザインを電子メール添付で応募される場合は、ファイル形式を、jpg形式、PDF形式のいずれかとし、ファイルサイズを500KB以下としてください。
圧縮される場合は、LZH形式、ZIP形式のいずれかとしてください。
電子媒体（CD-R）で郵送いただく場合も同様の形式としてください。
- (4) 応募作品を電子メールでお送りいただく場合は、件名を「愛称応募」、「『すだちくん』デザイン応募』としてください。

審査・発表

- (1) 作品の審査は、第10回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会実行委員会で行います。
- (2) 発表はホームページ上に掲載するほか、入賞者に直接連絡します。
- (3) 入賞された場合、氏名及び住所（市区町村名まで）を公表させていただきます。
- (4) 表彰式は別途行います。

その他

- (1) 著作権・使用権等入賞作品に係る一切の権利は、本大会実行委員会に帰属します。
- (2) 入賞作品の使用にあたっては、補作・修正をさせていただくことがあります。
- (3) 応募者は、応募事業の紹介や記録のために、本大会実行委員会が応募作品を利用することを認めることとします。
- (4) 応募作品は返却いたしません。
- (5) 応募作品に関する不採用理由等についてはお答えできません。
- (6) 入賞作品がすでに他で使用されているものと同じ、あるいは、類似していることが判明した場合には、審査結果発表後であっても賞を取り消すことがあります。

【応募・問い合わせ先】

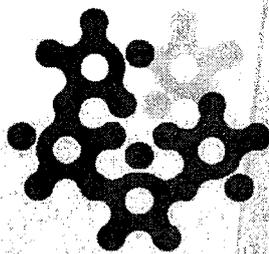
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 徳島県保健福祉部障害福祉課内
第10回全国障害者芸術・文化祭とくしま大会実行委員会事務局
電話：088-621-2248 FAX：088-621-2241
E-mail：syougai-fukushika@pref.tokushima.lg.jp

国際障害者交流センターの概要

1. 名称及び愛称
「国際障害者交流センター」(愛称:ビッグ・アイ)
2. 所在地
大阪府堺市南区茶山台1-8-1
3. 施設規模
地上3階地上1階建(敷地面積 約8,000㎡, 延床面積 約12,000㎡)
4. 主な施設内容
多目的ホール
[客席約1,500席、車椅子利用の場合約1,000席(うち車椅子席約300席)]
宿泊室 [35室(洋室26室、和室6室、和洋室2室、重度障害者対応室1室)]
大・中・小研修室
バリアフリープラザ(情報・相談コーナー)
レストラン(50席)
駐車場
5. 障害者のための特別な機能
大型映像設備、集団補聴設備、同時通訳補助設備を設けた多目的ホール
館内自動音声案内設備
広い空間を確保したバリアフリー仕様の宿泊室
文字表示・発光・振動機能を有した緊急時にも対応できる館内案内設備
光点滅式避難誘導設備 等
6. 主な事業
障害者芸術・文化活動支援事業
国際交流事業
災害支援ボランティアリーダー養成研修事業
障害関係福祉情報等提供事業
7. 施設の利用予約及び料金等の問合せ先
TEL : 072-290-0900
FAX : 072-290-0920
URL : <http://big-i.jp/>

国の直轄施設として「国連・障害者の十年記念施設整備費」により、平成13年9月18日に開設。

ご宿泊・研修・イベント・パーティーは



ビッグアイ

国際障害者交流センター

どなたでもご利用いただけるバリアフリーの公営施設です。(駅から傘なしで来れます。)

研修室



大2・中2・小2の計6室があり、人数・用途によりお選びいただけます。パーティー会場にもどうぞ。

多目的ホール

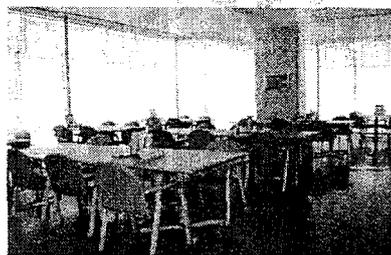


約1,500人収容可能なバリアフリー仕様のホール。展示会からコンサートまで、幅広いイベントに対応。

宿泊室



車いすでの移動にも余裕のある広い室内。洋室・和室・和洋室、どの部屋もバリアフリー。安全で快適なご滞在が可能。(一泊6,000円から)



レストラン くらん・じゅ

車いすでのご利用はもちろん、点字メニューもあり、健康や栄養バランスを考慮したメニューが充実。

ご利用お申し込み・お問い合わせはFAX・e-mail等でお気軽に！

TEL 072-290-0900 FAX 072-290-0920 e-mail front@big-i.jp

〒590-0115 大阪府堺市南区茶山台1-8-1(泉北高速鉄道 泉ヶ丘駅200m) ホームページ <http://www.big-i.jp/>

「ビッグアイ」で検索!!

第2WG 評価コメント

評価者のコメント

事業番号2-40 国連・障害者の十年記念施設運営委託費

- 財団は施設管理を委託する団体としてふさわしくないのではないか。適切な団体・法人等に競走により委託すべき。
- 再委託をやめ直接委託に切り替え4,000万円削減。ホールの稼働率も上げること。
- 根本的に可能性調査を入れ、目標設定をし直すべき。
- 委託のコストが高すぎる。是正すべき。利用料見直し。
- 補助事業の見直しが必要。独自収益事業を考えるべき。事業費の2～3割くらいは削減可能ではないか。
- 利用料が高く障害者、一般ともに使用者が増えていない。これも見直すべき。
- ここでもまた箱モノ事業が行われている。施設費(光熱費、保守業務等)も割高だが、わずか年10%程度のホールを利用した自主企画イベントしか行っていないのに、1億1千万円かけている。例として上がった障害者アート展に(ホール代はかからないので)800万円/回かけているというのも、企画運営業者に丸投げしているからではないか。それでは財団スタッフの専門性や業務の意味合いは何なのか問われてしまうだろう。
- 同施設は売却を含め抜本的に見直し。むしろ民間及び公設既存設備のバリアフリー化を推進すべき。

WGの評価結果

国連・障害者の十年記念施設運営委託費

見直しを行う

(廃止 1名 自治体/民間 0名 見直しを行わない 0名

見直しを行う:

- ア. 財団への委託をやめ民間へ直接委託 6名
- イ. 施設運営の効率化 5名
- ウ. その他 1名)

とりまとめコメント

折角、素晴らしい理念の下で作った施設なので、有効に利用していただきたい。財団への委託をやめ、民間への直接委託とすること及び運営の更なる効率化をめざしていただきたい。

(資料2-12)

手話通訳技能認定試験 都道府県別合格者数

(単位：名)

都道府県名	第21回試験		合格者数 累計	都道府県名	第21回試験		合格者数 累計
	申込者数	合格者数			申込者数	合格者数	
北海道	21	10	75	滋賀県	13	5	32
青森県	10	3	24	京都府	20	8	100
岩手県	5	1	20	大阪府	63	18	171
宮城県	5	1	28	兵庫県	61	28	114
秋田県	5	1	13	奈良県	6	3	31
山形県	4	0	12	和歌山県	7	2	26
福島県	16	6	40	鳥取県	2	1	10
茨城県	12	2	26	島根県	3	1	11
栃木県	5	3	20	岡山県	8	5	32
群馬県	20	6	53	広島県	17	8	53
埼玉県	98	19	176	山口県	18	4	23
千葉県	30	9	62	徳島県	6	1	14
東京都	212	61	583	香川県	11	0	19
神奈川県	81	30	272	愛媛県	12	3	27
新潟県	9	3	21	高知県	8	3	18
富山県	2	1	12	福岡県	33	14	95
石川県	12	5	30	佐賀県	4	2	6
福井県	3	2	10	長崎県	7	1	24
山梨県	9	3	24	熊本県	10	1	27
長野県	15	4	35	大分県	10	3	20
岐阜県	5	2	23	宮崎県	9	2	19
静岡県	31	10	55	鹿児島県	16	2	25
愛知県	33	12	87	沖縄県	3	0	7
三重県	14	2	38	合計	1,004	311	2,643

- ・上記の合格者数は、合格発表日現在の住所による数である。
- ・上記には政令指定都市在住者の数を含む。

〔再掲〕政令指定都市別申込者数・合格者数

(単位：名)

政令指定 都市名	第21回試験		合格者数 累計	政令指定 都市名	第21回試験		合格者数 累計
	申込者数	合格者数			申込者数	合格者数	
札幌市	6	4	35	名古屋市	9	5	32
仙台市	3	1	18	京都市	14	6	56
さいたま市	10	2	36	大阪市	14	5	33
千葉市	2	0	6	堺市	8	6	25
横浜市	44	14	101	神戸市	22	13	46
川崎市	14	5	42	岡山市	2	1	20
新潟市	3	2	11	広島市	11	6	29
静岡市	4	2	19	北九州市	6	3	22
浜松市	4	1	8	福岡市	8	7	30
				合計	184	83	569

ほじょ犬(身体障害者補助犬)とは…

目や耳や手足の不自由な人の生活のお手伝いをする。

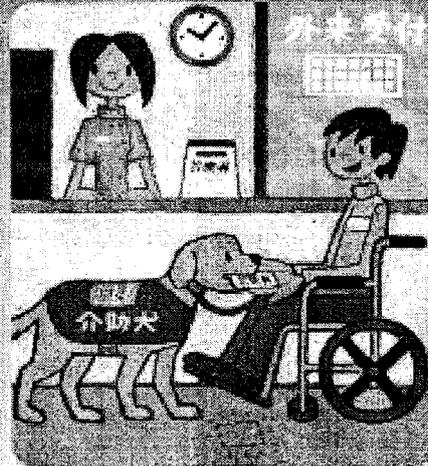
「盲導犬」「介助犬」「聴導犬」のことです。

特別な訓練を受けた犬たちで、「身体障害者補助犬法」に基づき認定されています。



盲導犬

目の不自由な人が安全に歩行できるように、道交や曲がりの場所などを知らせます。鎖体にハーネスをつけているのが特徴です。



介助犬

手足の不自由な人が代わって、荷物としたものを持ったり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。首がえも手伝います。



聴導犬

耳の不自由な人が代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、薪焼く音などを知らせます。

「身体障害者補助犬法」の一部が改正されました。

身体障害者補助犬法は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律です(平成14年10月1日施行)。この法律によって、交通機関や公共施設にほじょ犬が同伴できるようになり、平成15年10月1日からは、スーパーマーケットやレストラン、ホテルなどの一般的な施設にも、同伴できるようになりました。さらに、平成19年12月に法律の一部が改正されました。おもな改正点はつぎの2点です。

1 相談窓口の設置

困ったときは相談できるよー

ほじょ犬使用者や受け入れ施設からのトラブルに対応する相談窓口が、各都道府県、政令市、中核市に設置されます。(平成20年4月1日施行)

2 民間企業での受け入れの義務化

困ったときは相談できるよー

一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者のほじょ犬使用の受け入れが義務化されます。(平成20年10月1日施行)

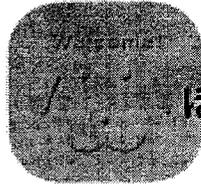
からだの不自由な人たちが、ほじょ犬といっしょに
当たりまえに暮らせる社会をつくりましょう。

くわしくは…
ホームページ

ほじょ犬

検索

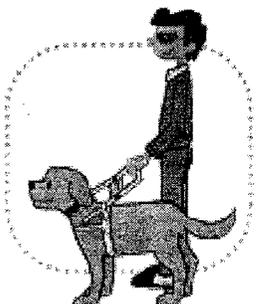
厚生労働省



ほじょ犬の種類

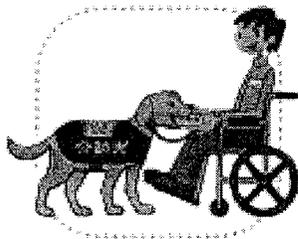
盲導犬

目の不自由な人が安全に街なかを歩けるように、段差や曲がり角などを教えます。胴体にハーネスをつけているのが特徴です。



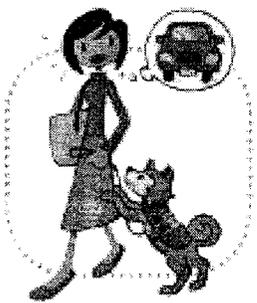
介助犬

手足が不自由な人に代わって、落としたり、壊したり、ドアを開けたり、スイッチを押したりします。荷がえも手伝います。



聴導犬

耳が不自由な人に代わって音を聞き、それを知らせます。車のクラクションやドアチャイムの音、非常ベルなどを教えます。



お店や施設の入口に、このシールを貼ってもらえると、とてもうれしいです！

ほじょ犬
もっと知って
BOOK



くわしくは ホームページ ほじょ犬 検索

厚生労働省

Message!

ほじょ犬はペットじゃない
からだの不自由な人のからだの一部

ほじょ犬(補助犬)とは、目や耳や手足が不自由な人のお手伝いをする、盲導犬、介助犬、聴導犬のことです。からだの不自由な人のからだの一部であり、ペットではありません。

「身体障害者補助犬法」に基づいて認定された犬で、特別な訓練を受けています。きちんとしつけられているので、社会のマナーも守れるし、お手入れも行き届いていて衛生的です。だから、公共施設や交通機関をはじめ、飲食店やスーパー、ホテルなどのいろいろな場所に同伴できます。

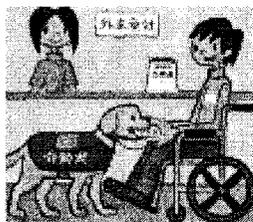
ほじょ犬は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けています。ほじょ犬のことを、もっともっと知ってください。

Message!

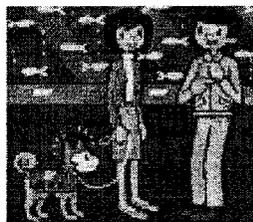
どこでもいっしょに
行動します

公共施設をはじめ、いろいろな場所でほじょ犬を受け入れることは、「身体障害者補助犬法」で義務づけられています。「犬だから」という理由で受け入れを拒否せずに、あたたかく見守ってください。

病院で



レジャー施設で



タクシーで



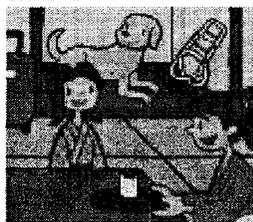
スーパーマーケットで



レストランで



旅館で



Message!

「身体障害者補助犬法」が
改正されました!

「身体障害者補助犬法」は、からだの不自由な人の自立と社会参加を助けるための法律です(平成14年10月1日施行)。さらに社会参加の場を広げられるように、平成19年12月にこの法律の一部が改正されました。おもな改正点はつぎの2点です。

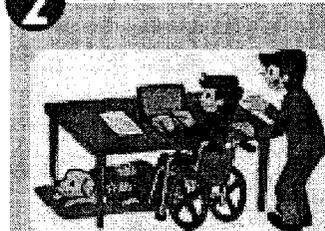
1 相談窓口の設置



ほじょ犬利用者や受け入れ関係者からのトラブルに対する相談窓口が、各都道府県、政令市、中核市に設置されます。(平成20年4月1日施行)

新られたのですが

2 民間企業での受け入れの義務化



一定規模以上の民間企業では、勤務している身体障害者のほじょ犬使用の受け入れが義務化されます。(平成20年10月1日施行)

からだの不自由な人たちが、ほじょ犬といっしょに当たりまえに暮らせる社会をつくりましょう。

(別添)

社会福祉振興助成費補助金概要(案)

※本資料は現時点での案であり、今後、変更があり得るものである

事業目的

政策動向や国民ニーズを踏まえ、民間の創意工夫ある活動や地域に密着したきめ細かな活動等に対し助成を行い、高齢者・障害者が自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう必要な支援等を行うことを目的とする。

補助金の規模・交付先

平成22年度予算額(案) : 3,047百万円 交付先 : 独立行政法人福祉医療機構

助成対象事業

独立行政法人福祉医療機構は、次の事業を実施するものとする。

(1) 先進的・独創的活動支援事業

社会福祉の振興に資する創意工夫ある事業、全国又は広域的な普及・波及を念頭に制度や施策を補完・充実させる事業

(2) 地域活動支援事業

社会福祉諸制度の谷間や制度外のニーズ、地域の様々な福祉ニーズに対応した地域に密着した事業

(3) 障害者スポーツ支援事業

スポーツを通じ、障害者の社会参加を推進する事業

助成対象事業者

社会福祉法人、一般社団又は財団法人、特定非営利活動法人、社会福祉の推進に寄与する事業を行う法人又は団体

助成額

地域活動支援事業は、助成額上限を300万円とし、その他の活動は、上限を設定しない。
ただし、50万円に満たない事業は、助成の対象としない。

募集期間及び募集方法

募集期間、募集手続等の詳細は、別途お示しする予定であるが、おおよそのスケジュールは以下を想定しているところ。

【既に受付済み分（平成21年10月31日までに応募済みの事業）】

・助成事業の内定 平成22年4月上旬（22年度予算案が21年度内に成立した場合）

【新規・内容変更分】

・募集要領配付及び応募期間 平成22年6月中

・助成事業の内定 7月

その他

- (1) 長寿・子育て・障害者基金については、行政刷新会議における事業仕分けにおいて、基金を全額国庫に返納し、必要な事業は、毎年度予算措置とされたことを踏まえ、平成22年度から新たに補助金を創設することとした。
- (2) 長寿・子育て・障害者基金による助成金交付要望を既に提出されているものについては、社会福祉振興助成費補助金の助成要望があったものとみなして取り扱うこととする。
ただし、既に提出している助成金交付要望を取下げ、あるいは、要望内容を変更して社会福祉振興助成費補助金の助成申請を行うことは差し支えない。
- (3) 他の補助制度による補助対象となった場合は、社会福祉振興助成費補助金（仮称）の助成の対象とはならない。
なお、助成対象事業の分野横断的な取組、複合的な取組及び複数年助成の取扱いについては、現在検討中である。
- (4) 補助事業の採択は、外部有識者により構成する委員会で審議・決定するとともに、助成事業終了後、事後評価を行う。
- (5) 補助金適正化法を適用し、実績報告が遅延する事業は返還させることがある。

【先進的・独創的活動支援事業】

- ① 高齢者・障害者が主体的・積極的に活動することができるよう創意工夫を活かした場の提供等を図る事業
- ・地域で生きがいをもって普通の暮らしをすることを支援する事業
 - ・高齢者等の健康保持事業の促進、団塊の世代等による地域のコミュニティの再生に関する事業
 - ・認知症高齢者を地域で支え、受け入れていくための支援事業
 - ・高齢者・障害者の住環境問題に関する事業
- ② 貧困対策等社会的支援（福祉的支援）が必要な事業
- ・生活保護のボーダーにある低所得者を支援する事業
 - ・ホームレス、ネットカフェ難民等を支援する事業
 - ・発達障害や医療的ケアが必要な状態にある者とその家族への支援
 - ・刑務所出所者への福祉的支援
 - ・へき地等におけるサービス提供
- ③ 福祉・介護従事者の確保・育成に関する事業
- ・福祉・介護分野に従事する者の資質の向上に関する事業
 - ・福祉・介護分野に従事する者の定着支援に関する事業
 - ・福祉・介護分野への人材の参入促進等に関する事業
- ④ 地域や家庭における子育て支援に関する事業
- ・子育て支援のネットワーク作りや安全・安心な子育て環境作りを支援する事業
 - ・児童虐待・DV・いじめ等により保護・支援が必要な子ども・家庭の支援事業
 - ・ひとり親家庭等への相談・就労等を支援する事業
 - ・青少年の非行防止・健全育成に関する事業
- ⑤ 高齢者・障害者の介護を担う家族を支援するための基盤の確保及びネットワーク整備を図る事業
- ・介護知識の提供・介護技術の習得を支援する事業
 - ・地域で介護を担う家族の一時的な休息、見守り等を支援する事業
 - ・在宅で安心して生活できる環境をサポートするネットワーク事業

- ⑥ 高齢者・障害者の就労支援・権利擁護等に関する事業
 - ・就労支援のための場の提供、ネットワークづくり等を支援する事業
 - ・虐待・消費者被害等高齢者・障害者の権利擁護のため相談・支援する事業
- ⑦ 日常生活、社会参加等を支援する福祉用具の実用化研究開発に関する事業
- ⑧ その他全国又は広域的な普及・波及効果が期待できる事業

【地域活動支援事業】

- ① 上記の①～⑥に掲げる事業
- ② その他地域に密着したきめ細かな事業

【障害者スポーツ支援事業】

- ① 障害者スポーツの育成・強化に関する事業
 - ・選手、競技団体、指導者等の育成・強化を図る事業
 - ・競技力向上のための研究開発・調査研究事業
- ② スポーツを通じた障害者の社会参加を推進する事業
 - ・スポーツ大会等開催事業
- ③ その他障害者スポーツに関する事業

バンクーバー2010パラリンピック冬季競技大会の概要

- 1 大会名称 バンクーバー2010パラリンピック冬季競技大会
 英文：Vancouver2010 Paralympic Winter Games
 (通称：バンクーバー冬季パラリンピック)
- 2 開催時期 2010年(平成22年)3月12日(金)～21日(日) [10日間]
- 3 競技会場地 カナダ バンクーバー (アイススレッジホッケー、車いすカーリング)
 ウィスラー (アルペンスキー、クロスカントリー、バイアスロン)
- 4 運営主体 国際パラリンピック委員会 (IPC) ,
 バンクーバー2010オリンピック・パラリンピック組織委員会 (VANOC)
- 5 参加国・地域数 約40ヶ国・地域 (予定)
- 6 参加選手・役員数 約1,350名 (選手600名 役員750名)
- 7 日本選手団 約95名 (選手42名、コーチ等53名) *2月12日現在
- 8 実施競技 5競技
 アルペンスキー、クロスカントリー、バイアスロン、
 アイススレッジホッケー、車いすカーリング

9 パラリンピック(冬季大会)の開催状況

回数	開催年	開催地(国)	参加国・参加選手		日本選手数			実施競技	(参考)オリンピック開催地	
			国数	人数	金	銀	銅			
1	1976年(S51)	エーンシェルトツヴァーク(スウェーデン)	17	250	0	0	0	アルペンスキー、クロスカントリースキー	インスブルック(オーストリア)	
2	1980年(S55)	ヤイロ(ノルウェー)	18	350	5	0	0	アルペンスキー、クロスカントリースキー、(エキシビジョンとしてアイスホッケーを実施)	レイクプラシッド(アメリカ)	
3	1984年(S59)	インスブルック(オーストリア)	21	457	12	0	0	アルペンスキー、クロスカントリースキー、アイススレッジスピードレース	サラエボ(ユーゴスラビア)	
4	1988年(S63)	インスブルック(オーストリア)	22	397	16	0	0	アルペンスキー、クロスカントリースキー、アイススレッジスピードレース	カルガリー(カナダ)	
5	1992年(H4)	アルペールビル(フランス)	24	475	15	0	0	アルペンスキー、クロスカントリースキー	アルペールビル(フランス)	
6	1994年(H6)	リレハンメル(ノルウェー)	31	492	27	0	3	アルペンスキー、クロスカントリースキー、バイアスロン、アイススレッジスピードレース、アイススレッジホッケー	リレハンメル(ノルウェー)	
7	1998年(H10)	長野(日本)	32	571	70	12	16	13	アルペンスキー、クロスカントリースキー、バイアスロン、アイススレッジスピードレース、アイススレッジホッケー	長野(日本)
8	2002年(H14)	ソルトレークシティ(アメリカ)	36	416	37	0	0	3	アルペンスキー、クロスカントリースキー、バイアスロン、アイススレッジホッケー	ソルトレークシティ(アメリカ)
9	2006年(H18)	トリノ(イタリア)	39	477	40	2	5	2	アルペンスキー、クロスカントリースキー、バイアスロン、アイススレッジホッケー、車いすカーリング	トリノ(イタリア)

【競技日程】2010バンクーバー冬季パラリンピック競技大会

* 競技時間は現地時間で表示しています(日本時間=現地時間+17時間)

競技/日程	2010年3月									
	金 12	土 13	日 14	月 15	火 16	水 17	木 18	金 19	土 20	日 21
開会式	◎									
アルペンスキー 場所:ウイスラー・ク リークサイド DH:滑降 SGスーパー-G SCスーパーコンビ GS大回転 SL回転		DH男女 スタンディング シッティング 視覚障害 11:30-14:00	SG男女 スタンディング 11:30-13:30	SG男女 シッティング 視覚障害 11:30-13:30	SC男女 スタンディング シッティング 視覚障害 ①9:30-11:30 ②13:00-15:00		GS男女 スタンディング ①10:00-12:00 ②13:00-15:00	GS男女 シッティング 視覚障害 ①10:00-12:00 ②13:00-15:00	SL男女 スタンディング ①10:00-12:00 ②13:00-15:00	SL男女 シッティング 視覚障害 ①10:00-12:00 ②13:00-15:00
クロスカントリー スキー 場所:ウイスラー・パラ リンピックパーク			15k男 シッティング 10:00-14:00	20k男 フリー スタンディング 視覚障害 10:00-14:00			10k男 クラシック スタンディング シッティング 視覚障害 10:00-14:00		3×2.5k女 リレー 全クラス 10:00-11:00	1kスプリント 男女 スタンディング シッティング 視覚障害 予選:10:00- 準決:12:00- 決勝:13:15-
			10k女 シッティング 10:00-14:00	15k女 フリー スタンディング 視覚障害 10:00-14:00			5k女 クラシック スタンディング シッティング 視覚障害 10:00-14:00		1×4k+ 2×5k男 リレー 全クラス 12:00-13:00	
バイアスロン 場所:ウイスラー・パラ リンピックパーク		2.4k追抜き 男女 シッティング 予選:10:00- 決勝:12:00-					12.5k男 スタンディング シッティング 視覚障害 10:00-14:00			
		3k追抜き 男女 スタンディング 視覚障害 予選:10:30- 決勝:14:00-					12.5k女 スタンディング 視覚障害 10:00-14:00			
							10k女 シッティング 10:00-14:00			
アイススレッジホッケー 場所:UBCサンダー バードアリーナ ※8チーム参加 Q1=最終予選1位通過 Q2=最終予選2位通過	予選 10:00-12:00 CAN vs ITA	予選 10:00-12:00 ITA vs NOR		予選 10:00-12:00 KOR vs CZE	プレオフ 12:00-14:00 vs	準決勝 12:00-14:00 vs	7・8位決定戦 12:00-14:00 vs	決勝 12:00-14:30 vs		
	13:30-15:30 NOR vs SWE	13:30-15:30 CAN vs SWE		13:30-15:30 SWE vs ITA	19:00-21:00 vs	19:00-21:00 vs	5・6位決定戦 15:30-17:30 vs			
	17:00-19:00 USA vs KOR	17:00-19:00 CZE vs USA		17:00-19:00 USA vs 日本			3位決定戦 19:00-21:00 vs			
	20:30-22:30 日本 vs CZE	20:30-22:30 日本 vs KOR		20:30-22:30 NOR vs CAN						
車いすカーリン 場所:バンクーバー・パ ラリンピックセンター ※10チーム参加	予選 12:30-15:30 KOR vs USA	予選 12:30-15:30 NOR vs CAN	予選 12:30-15:30 GER vs KOR	予選 12:30-15:30 -	予選 12:30-15:30 CAN vs GER	予選 12:30-15:30 SUI vs USA	タイブレーク 09:00-12:00 vs	準決勝 10:00-13:00 vs		
	GBR vs CAN	ITA vs SUI	NOR vs SWE	CAN vs SUI	SWE vs GBR	GER vs KOR	14:30-17:30 vs	決勝・3位 決定戦 15:30-18:30 vs		
	SWE vs SUI	USA vs GER	日本 vs CAN	ITA vs GER	NOR vs USA	GBR vs ITA	vs			
	GER vs NOR	日本 vs KOR	USA vs ITA	NOR vs 日本	KOR vs SUI	日本 vs SWE	20:00-23:00 vs			
	18:00-21:00 ITA vs 日本	18:00-21:00 SWE vs ITA	18:00-21:00 GER vs SUI	18:00-21:00 USA vs SWE	18:00-21:00 ITA vs NOR	18:00-21:00 日本 vs GBR				
	SWE vs KOR	日本 vs GER	GBR vs USA	KOR vs ITA	USA vs 日本	SUI vs NOR				
	NOR vs GBR	-	KOR vs NOR	SUI vs 日本	CAN vs KOR	GER vs SWE				
	CAN vs USA	SUI vs GBR	SWE vs CAN	GBR vs GER	-	ITA vs CAN				
閉会式	◎									

2010年1月末現在

NHK バンクーバー2010パラリンピック関連番組 放映予定表

月日	曜日	放送時間 (日本時間)	ch	内容
3月7日	日	15:05-15:59	総合	バンクーバーパラリンピック事前特番
		22:00-22:54 <再放送>	教育	
3月13日	土	20:00-21:00	教育	大会の最新情報を放送
		24:50-25:50 <再放送>	総合	
3月14日	日	20:00-20:25	教育	大会の最新情報を放送
		24:55-25:20 <再放送>	総合	
3月15日~19日	月~金	20:00-20:25	教育	大会の最新情報を放送
		24:10-24:35 <再放送>	総合	
3月20日	土	20:00-20:25	教育	大会の最新情報を放送
		24:50-25:15 <再放送>	総合	
3月21日	日	20:00-20:25	教育	大会の最新情報を放送
		24:40-25:05 <再放送>	総合	
3月22日	月	20:00-20:25	教育	大会の最新情報を放送
		24:45-25:10 <再放送>	総合	
3月25日	木	22:00-22:43	総合	バンクーバーパラリンピック総集編
3月28日	日	22:00-22:43 <再放送>	教育	

<ニュース>

時差がマイナス17時間のため、朝のニュース「おはよう日本」と、お昼のニュースが速報の時間帯になります。
「ニュース7(7:00-)」、「ニュースウォッチ9(21:00-)」、「土曜スポーツタイム(22:45-23:15)」、「サンデースポーツ(21:50-22:39)」でも随時放送されます。

<福祉ネットワーク>

月日	曜日	放送時間 (日本時間)	ch	内容
3月9日	火	22:00-22:29	教育	「クロスカントリースキー」
3月10日	水	22:00-22:29	教育	「アルペンスキー①」
3月11日	木	22:00-22:29	教育	「アルペンスキー②」
3月12日	金	10:06-10:35	総合	「バイアスロン」

※3月16日~18日の間も再放送をする予定です。